

X 原発ゼロの実現と原発事故の収束、再生可能エネルギーの普及促進と地球温暖化防止対策の強化を

1. 原発ゼロへ、原子力行政を抜本的に見直すこと

- (1) 原発運転期間の40年を堅持し、延長を認めず廃炉すること。また延長を可能とする関連法改定を撤回すること。
- (2) 原発の新增設及び建て替え(リプレース)を中止すること。
- (3) 新型原子炉の開発ではなく福島第一原発を含む原発の廃炉研究をすすめること。
- (4) 稼働中の原発を即時停止し、原発の再稼働を中止すること。
- (5) 原子力開発、原子力産業推進と気候危機対策先送りの「GX(グリーン・トランスフォーメーション)実現に向けた基本方針」を撤回し、実効ある脱炭素・再生エネルギー政策を実現すること。
- (6) 漁業者・福島県民・国民合意のないまま強行されたALPS処理水海洋放出は中止すること。
- (7) 新たな「汚染水」の発生を抑える抜本対策、海洋放出以外の処分方法について、国の責任で早急に具体化すること。

2. 地球温暖化を防止し、再生可能エネルギーを推進すること

- (1) 脱原発、脱石炭火力を脱炭素政策の柱として早急を実現すること。
- (2) 2030年までの温室効果ガス排出削減目標は、2010年比で少なくとも50%以上削減とすること。
- (3) エネルギー基本計画を早急に改正し、2035年の再生可能エネルギー電力目標を80%以上とすること。
- (4) 発電と送配電の所有権分離と再生可能エネルギーの優先接続・優先給電政策をすすめること。
- (5) 自治体が行う気候危機対策、脱炭素地域づくりなどの施策・事業に対して、国が積極的な予算措置を講ずること。